



# 鳥取県公報

平成16年 1月16日(金)  
第 7 5 5 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (18) (協働推進室) .....	1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (19) (健康対策課) .....	2
	環境美化促進地区の指定 (20) (循環型社会推進課) .....	2
	保安林の指定 (21) (森林保全課) .....	2
	開発行為に関する工事の完了 (22) (都市計画課) .....	3
公 告	平成15年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度・第2回) (人事委員会事務局任用課) .....	3
調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) .....	5

## 告 示

### 鳥取県告示第18号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年2月26日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日  
平成15年12月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 市民の生活権利擁護センターうさぎの耳
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
西山 靖代
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市富安二丁目159
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は地方自治体等と協力し、市民の生活、福祉、権利等さまざまな相談を行うとともに環境保全、ま

ちづくりに関する政策提言を行うことによって、市民の権利の擁護及び市民の利益の増進と生活の安定ならびに社会発展に寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第19号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 1月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
ふそう片山内科医院	鳥取市西品治644 - 1	平成15年12月16日

**鳥取県告示第20号**

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部循環型社会推進課、東部福祉保健局八頭支局及び若桜町福祉環境課に備え置いて縦覧に供する。

平成16年 1月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 指定する地区

地 区 名	市町村	地 区 の 区 域
若桜町中之島公園周辺地区	若桜町	1 町道屋堂羅1号線の次の区間 起点 八頭郡若桜町大字若桜948 - 9 終点 八頭郡若桜町大字屋堂羅119 - 1 起点 八頭郡若桜町大字屋堂羅119 - 1 終点 八頭郡若桜町大字屋堂羅37 2 八頭郡若桜町大字若桜の一部 (中之島公園及び河川公園周辺の区域) 3 八頭郡若桜町大字屋堂羅の一部 (若桜町歴史民族資料館周辺の区域)

## 2 指定年月日

平成16年 2月20日

**鳥取県告示第21号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成16年 1月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林の所在場所  
米子市観音寺字岩崎ノ二692の1
  - 2 指定の目的  
公衆の保健
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第22号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成16年 1月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成15年12月 8日 鳥取県指令都計 3 第536号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市米原六丁目17 - 44  
石和田 崇

---

**公 告**

---

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成16年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成16年 1月16日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

- 1 試験の名称  
平成15年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度・第2回）
- 2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
警察事務	3名程度

(注) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

### 3 対象となる職

警察署等に勤務する行政職給料表1級の職員の職

### 4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額133,248円のほか諸手当が支給される。なお、当該給料月額、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額である。

### 5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- (1) 昭和55年4月2日から昭和61年4月1日までの間に生まれた者であること。
- (2) 日本国籍を有する者であること。

### 6 第1次試験

#### (1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び適正試験

#### (2) 試験の期日

平成16年2月15日（日）

#### (3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県立県民文化会館 鳥取市尚徳町101 - 5

### 7 第2次試験

#### (1) 試験種目

作文試験、面接試験、適性検査及び健康診断

#### (2) 試験の期日

平成16年3月5日（金）

#### (3) 試験の場所

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

### 8 合格者の発表

#### (1) 第1次試験合格者

平成16年2月23日（月）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

#### (2) 最終合格者

平成16年3月17日（水）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

### 9 採用の方法

- (1) 最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。  
なお、採用は、原則として平成16年4月1日の予定である。

#### 10 受験手続

##### (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

##### (2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

##### (3) 受付期間及び受付時間

###### ア 受付期間

平成16年1月19日(月)から同年2月3日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成16年2月3日(火)までの消印のあるものに限り受け付ける。

###### イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

#### 11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年1月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量  
情報基礎端末装置 一式
- (2) 調達物品の仕様  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成16年3月25日(木)

## (4) 納入場所

倉吉市小田204 - 5 鳥取県立倉吉総合産業高等学校

## (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第76号（物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が雑類に登録されている者であること。
- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成16年1月16日（金）から同年2月24日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立倉吉総合産業高等学校

## 4 入札手続

## (1) 問合せ先

〒682 - 0004 倉吉市小田204 - 5  
鳥取県立倉吉総合産業高等学校  
電話 0858 - 26 - 2851

## (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

## (3) 入札説明会の日時及び場所

平成16年1月26日（月）午後1時30分  
鳥取県立倉吉総合産業高等学校会議室

## (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限ることとし、(1)の場所に郵送すること。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年2月25日（水）午後1時30分（ただし、郵便による入札書の受領期限は、平成16年2月24日（火）午後5時までとする。）

鳥取県立倉吉総合産業高等学校会議室

## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成16年2月16日（月）午後5時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Basic network computer terminal set

(2) February 16, 2004 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) February 25, 2004 1 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders February 24, 2004 5 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Kurayoshi Sougou Sangyou Senior High School 204 - 5 Koda Kurayoshi - shi 682 - 0004 Japan TEL : 0858 - 26 - 2851

